

社会福祉法人 岩手県社会福祉協議会  
篤志寄付記念奨学生給付制度運営規程

(沿革)昭和 39 年 4 月 1 日 制定  
平成 5 年 7 月 29 日 第 1 次一部改正

(目的)

第 1 条 この規程は、奨学生給付制度に賛同して、篤志寄付された資金を基金とし、経済的事情等で高等学校における修学が困難な児童に対し奨学生を給付し、修学を援助することを目的とする。

(給付の財源及び範囲)

第 2 条 給付の財源は基金の運用益とし、給付の総額は各年度内に生ずる運用益の範囲内とする。

(給付の額)

第 3 条 給付額は、1 人年額 50,000 円とする。

(給付の対象)

第 4 条 この制度における対象は、現に高等学校に修学している児童とし、修学が困難な以下の児童に対し給付するものとする。

1 養護施設、母子寮に入所している児童

2 里親に養育されている児童

3 家庭の経済的事情等により修学が困難な児童

(給付の申請)

第 5 条 前条に該当する児童については、社会福祉施設の長又は市町村社会福祉協議会が岩手県社会福祉協議会長（以下「会長」という。）に申請するものとする。

(その他)

第 6 条 この規程に定めることが、必要な事項については、会長が別に定める。

附 則

この制度は、昭和 39 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 5 年 7 月 29 日から施行する。
- 2 施行前において既に給付の対象となつている児童に対する給付額は、施行後の金額を適用するものとする。

## 篤志寄付記念奨学生給付申請書

		順位			
生徒	氏名	性別		生年月日	
	フリガナ	男・女	平成 年 月 日		
住所	〒				
学校名		学年			
保護者	氏名	児童との 関係			
	フリガナ				
住所	〒	電話番号	( )		
他に奨学生を受けている場合の内容					
申請理由(詳細に記入のこと)					
世情の状況					
上記のとおり相違ありません					
平成 年 月 日					
保護者氏名					
本申請についての施設長または市町村社協会長の意見					
機関名					
印					